

ハイチ国際平和協力業務の実施の結果

平成 2 5 年 5 月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条の規定に基づき、国会に報告するものである。

ハイチ国際平和協力業務の実施の結果

1 派遣の経緯

ハイチに関しては、平成16(2004)年に入ってから政治情勢の不安定化及び治安情勢の急速な悪化により、平成16(2004)年2月末アリスティッド大統領が国外へ逃亡し、憲法の規定に従い最高裁判所長官が暫定大統領に就任し、その要請を受けて、国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という。)において決議第1529号が採択され、暫定多国籍軍(以下「MIF」という。)が設立された。この後治安状況は沈静化したものの、政治的・社会的混乱は続いた。平成16(2004)年4月、国際連合事務総長は、国際連合ハイチ安定化ミッション(以下「MINUSTAH」という。)の設立の必要性を報告した。4月、安保理は、ハイチの状況は国際の平和及び安全に対する脅威を構成するとして、決議第1542号を採択し、平成16(2004)年6月、MIFに代わり、ハイチにおける安全かつ安定的な環境の確保を主な任務として、MINUSTAHが設立された。

平成22(2010)年1月12日にハイチにおいて発生した大規模な地震及びこれに引き続いて発生した余震(以下「ハイチ地震」という。)によりハイチは大きな被害を受け、我が国も、地震発生の翌日以降、民間の医師などを中心とした国際緊急援助隊医療チームの派遣や自衛隊の国際緊急医療援助隊の派遣などを行った。

1月19日、安保理は、事態の深刻さと緊急の対応の必要性を認識し、緊急の復旧、復興及び安定化を支援するためMINUSTAHの要員を3,500名増員する決議第1908号を採択した。

MINUSTAHは、設立以来、活動期間が逐次延長されてきており、

平成 24 (2012) 年 10 月、安保理において、活動期間を平成 25 (2013) 年 10 月 15 日まで延長することが決定された。

我が国に対しては、決議第 1908 号の採択を受けて、国際連合から要員の派遣について要請があった。また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 (平成 4 年法律第 79 号。以下「国際平和協力法」という。) 第 3 条第 1 号に規定する武力紛争が発生していない場合における国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び国際平和協力法第 6 条第 1 項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意が得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、平成 22 (2010) 年 2 月 5 日、国際連合の要請に応じて「ハイチ国際平和協力業務の実施について」及び「ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令 (平成 22 年政令第 10 号)」の閣議決定を行い、ハイチ国際平和協力隊を設置した。

その後、MINUSTAH の活動期間の延長を受け、ハイチ国際平和協力隊の派遣期間も当初平成 23 (2011) 年 1 月 31 日までとなっていたものを逐次延長し、平成 25 (2013) 年 3 月 31 日までとした。

我が国は、以上の経緯をもって、MINUSTAH が実施する復旧活動等に関する企画及び調整の分野における国際平和協力業務を実施するとともに、自衛隊の部隊等によりハイチ地震の被災者の支援等の分野における国際平和協力業務を実施した。さらに、連絡調整要員を併せて現地に派遣し、我が国の MINUSTAH に対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施した。

2 ハイチ国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 司令部業務の概要

M I N U S T A H 軍事部門司令部は、ハイチの首都ポルトープランスに所在し、平成 2 4 (2 0 1 2) 年 1 2 月現在、各国から派遣された約 1 2 0 名の要員及び国際連合職員等により構成されていた。

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成 2 2 (2 0 1 0) 年 2 月 2 4 日以降、第 1 次要員として今井孝夫 3 等陸佐以下 2 名、第 2 次要員として佐藤裕一 1 等陸尉以下 2 名、第 3 次要員として金川和磨 1 等陸尉以下 2 名、第 4 次要員として中尾大志 3 等陸佐以下 2 名、第 5 次要員として渡邊貴博 3 等陸佐以下 2 名、第 6 次要員として丹宗正敏 3 等陸佐以下 2 名の総計 1 2 名の司令部要員が、それぞれ約半年間の任期中に現地に派遣され、第 6 次要員は平成 2 5 (2 0 1 3) 年 1 月 3 0 日に帰国した。

司令部要員のうち 1 名は、当初 M I N U S T A H 国際連合事務総長首席副特別代表室（現在は、M I N U S T A H 国際連合事務総長副特別代表室）ミッション支援部に、次いで M I N U S T A H 軍事部門司令部工兵部に配置され、また、他の 1 名は、同司令部兵站部に配置され、それぞれ M I N U S T A H が実施する復旧活動等に関する企画及び調整の業務を実施した。

(2) ハイチ地震の被災者の支援業務の概要

M I N U S T A H 軍事部門には、平成 2 4 (2 0 1 2) 年 1 2 月現在、ブラジル、ウルグアイ等、我が国を含む 1 6 か国から部隊が派遣されていた。

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成 2 2 (2

010)年2月6日以降、陸上自衛隊のハイチ派遣施設部隊(以下「施設部隊」という。)が現地に派遣された。施設部隊の第1次要員として山本雅治1等陸佐以下203名、第2次要員として福永正之1等陸佐以下346名、第3次要員として佐々木俊哉1等陸佐以下330名、第4次要員として足立寧達1等陸佐以下330名、第5次要員として橋本功一1等陸佐以下317名、第6次要員として野村悟1等陸佐以下317名、第7次要員として菅野隆1等陸佐以下297名が、第1次要員は立ち上げ作業等のため約1か月間、第2次要員から第7次要員まではそれぞれ約半年間の任期で派遣され、第7次要員は平成24(2012)年12月27日までに帰国した。また、施設部隊の撤収作業を円滑に行うため派遣された神成健一1等陸佐以下44名の撤収支援要員は、平成24(2012)年10月20日以降ハイチに順次到着し、第7次要員の帰国後も引き続きドミニカ共和国において車両等の後送等の調整を実施した後、平成25(2013)年2月26日までに全員が帰国した。

施設部隊は、ドーザ等の施設機材を含む車両等を装備し、ハイチ地震の被害が最も大きかったポルトープランスを中心に、地震により発生した大量のがれきの除去、敷地の造成及び補修作業、ドミニカ共和国との国境へ通じる道路の補修作業、市内道路や倒壊した行政庁舎のがれきの除去等、総計200件以上の業務を実施したほか、MINUSTAHの承認の下、国際連合の資金を活用して、マルパセ孤児院児童寮と倉庫、シグノ結核療養所の洗濯場施設及びトゥルベ小学校校舎の建設等を自ら企画し、実施した。また、施設部隊に所属する技官を中心に、国際連合関係施設の耐震診断を実施したほか、平成22(2010)年10月中旬より、ハイチ中部を中心にコレラ感染が発生し

ていたことを踏まえ、平成22(2010)年11月以降、同部隊に所属する自衛隊医官のコレラ医療センターへの派遣等MINUSTAHが実施しているコレラ対策への協力を行うなど、我が国の要員の持つ高い専門性を活かしつつ業務を実施した。

これらの活動に当たっては、必要に応じ、韓国部隊等との共同作業を行ったほか、政府開発援助(ODA)による我が国の支援、非政府組織(NGO)や国際機関等による支援活動との効果的な連携を重視しつつ業務を実施した。また、ハイチ政府関係者等に対し、整地のための施設機材の操作等に係る技術指導を実施するなど、ハイチにおける人材育成にも配慮した活動を行った。加えて、施設部隊に所属する自衛隊医官等により地元住民への医療及び衛生教育等を実施したほか、和太鼓、相撲、空手、書道等の日本文化の紹介を行うなど、地元住民と積極的に交流した。

派遣された施設部隊の要員の数は延べ2,184名(女性自衛官15名を含む)であり、同部隊のうち一部は、ドミニカ共和国及びアメリカ合衆国フロリダ州にそれぞれ拠点を置き、ハイチで活動する同部隊への物資の輸送等を円滑に行うための調整等を行った。

施設部隊は、日本とは異なった気候の下、派遣直後は長期間テントで、また、雨期には足元まで浸水する状況で生活を行うなど、非常に厳しい環境の中で業務を行った。

(3) 航空自衛隊による輸送等の業務の概要

航空自衛隊の空輸隊は、国際平和協力本部による研修を経て、平成22(2010)年2月6日以降、C-130H型輸送機、KC-767型空中給油・輸送機及び政府専用機を本邦、ハイチ及びアメリカ

合衆国の間で運航し、施設部隊等の輸送及び物資の補給を行い、平成24(2012)年12月27日までに全員が帰国した。

(4) 連絡調整業務の概要

関係府省(内閣府及び防衛省)から派遣された連絡調整要員は、我が国のMINUSTAHに対する協力を円滑かつ効果的に行うため、国際平和協力本部による研修を経て、平成22(2010)年2月5日以降、逐次、業務に従事した。要員は、ポルトープランスに延べ57名配置され、派遣先国政府当局その他の関係機関と司令部要員及び自衛隊の部隊等との連絡調整業務を行い、平成25(2013)年1月31日までに全員が帰国した。

3 撤収の経緯

ハイチ地震による被害は死者31万人以上、被災者約370万人という非常に大きなものであったが、平成24(2012)年8月時点において、地震で発生したがれきの約7割が除去され、国内避難民数も地震発生直後の約4分の1に減少するなど、ハイチの復旧状況は相応に進展した。安保理は、かかる状況を踏まえ、緊急の復旧、復興及び安定化を支援するために増員されていたMINUSTAHの定員を、平成23(2011)年10月に採択した決議第2012号により、軍事要員を8,940名から7,340名へ、文民警察要員を4,391名から3,241名に減員することを決定し、平成24(2012)年10月に採択した決議第2070号により、軍事要員を6,270名、文民警察要員を2,601名に減員することを決定した。この間、ハイチ政府においては、平成22(2010)年11月から平成23(2011)年3月

にかけて実施された大統領選挙の結果に基づき、平成23(2011)年5月にマルテリー大統領が就任した。右大統領選挙の過程においては散発的な暴動が発生し、マルテリー政権初期には大統領と議会の対立から首相不在による政治的膠着が5か月続く状況が見られたものの、現在はマルテリー大統領と平成24(2012)年5月に就任したラモット首相の下、同国の復旧、復興及び経済社会開発に向けた動きが進展しつつある。

こうした状況を踏まえ、我が国は、ハイチ地震を受けて施設部隊が担ってきた応急的な復旧活動の必要が低下しつつあると判断し、国際連合との調整を経て、今回の国際平和協力業務を終了したところである。

4 自衛隊の保有する施設機材等の譲与

平成24(2012)年12月のポルトープランスの宿営地からの撤収に際し、我が国は、ハイチ政府の要請を受け、経済及び技術協力のため必要な物品等の外国政府等に対する譲与等に関する法律(昭和35年法律第23号)の規定に基づき、それまで使用してきたドーザ等の施設機材等を同国政府に対し譲与した。また、国際連合からの要請を受け、国際平和協力法に基づく物資協力として、同宿営地内に保有していたプレハブ式建物及び付属設備・備品等を国際連合に対し譲与した。

なお、ハイチ政府への施設機材等の譲与は、平和貢献・国際協力に伴う案件等について、我が国政府と相手国政府との間で取り決める枠組みにおいて、我が国政府による事前同意なく、当該防衛装備品等が当該枠組みで定められた事業の実施以外の目的に使用されることがないこと及び当該防衛装備品等が第三国に移転されることがないことが担保されるなど厳格な管理が行われることを前提として防衛装備品等の海外への移

転を可能とすることとした「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話（平成23年12月27日）の下で行われる初めての防衛装備品等の海外移転となった。

これらの譲与は、今回の国際平和協力業務が終了した後も、ハイチの経済社会開発及びハイチ国民の福祉に寄与し、また、同国における安全かつ安定的な環境の確保を主な任務とするMINUSTAHの活動に対する有益な貢献となるものである。

5 まとめ

自衛隊の部隊等が中南米地域で実施された国際連合平和維持活動に協力するため派遣されたのはハイチが初めてである。

また、我が国は、国際連合に対し自衛隊施設部隊を派遣する意思がある旨を通知してから約2週間後に施設部隊の第1次要員を出国させるなど、国際連合からの要請に迅速に応え、施設部隊等を派遣した。この派遣には、陸上自衛隊中央即応集団等における国際平和協力業務等に係る態勢の整備のほか、今回の国際平和協力業務の実施に先立って、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）に基づき、平成22（2010）年1月16日から平成22（2010）年2月16日までの間、自衛隊の部隊等が同国レオガンにおける医療活動等の国際緊急援助活動を行うため派遣されていたことが大きく寄与した。

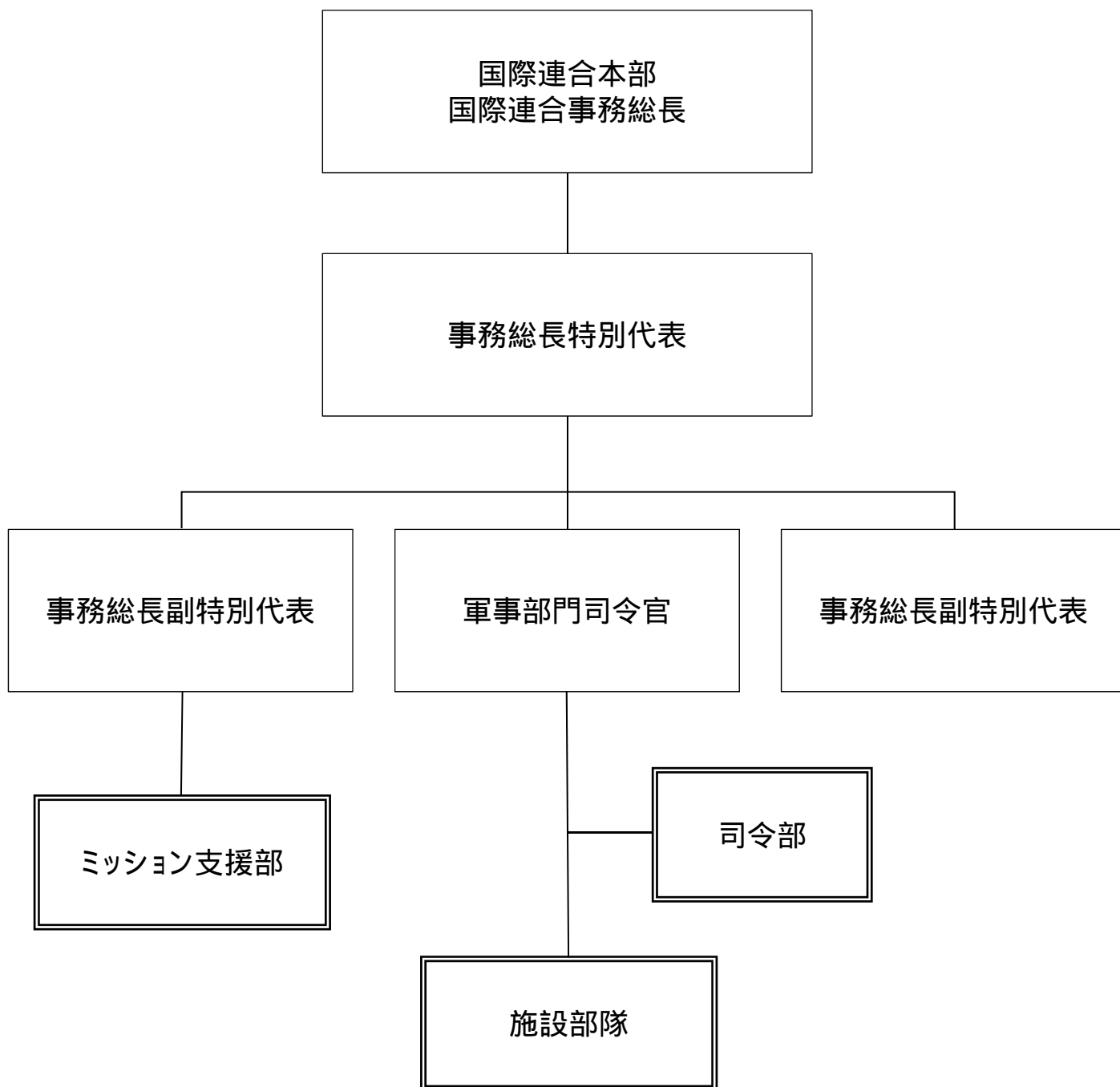
我が国の要員は、ハイチ地震後の厳しい環境の中、その人員や保有する装備品の能力等を活かして、ハイチ地震の被災者の支援等を効果的に実施するとともに、ハイチにおける人材育成にも配意した活動を行った。

我が国として、地震により大きな被害を受けたハイチの復旧、復興及び安定化を支援するMINUSTAHの活動に対し、迅速に参加すると

ともに、途中、国内においては東日本大震災という未曾有の災害への対応を行いつつも、約3年にわたり継続して貢献をなし得たことの意義は大きい。また、派遣された施設部隊は、国際平和協力業務に留まらず、政府開発援助（ODA）による我が国の支援、非政府組織（NGO）や国際機関等による支援活動等、他の援助形態との連携・協力による支援の相乗効果を追求し、また、撤収に際しては、自衛隊が保有する施設機材等をハイチ政府及び国際連合に対しそれぞれ譲与し、撤収後も引き続きハイチの復旧、復興及び安定化に寄与することを目指した。これらの取組は国際平和協力業務の歴史に照らし、大きな一歩となった。

政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の実施に活かすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

(参考1)



(注)二重線は、これまでに我が国要員が配置された部門



米国フロリダ州分遣隊
 第1次 7名
 第2次 7名

ドミニカ共和国分遣隊
 第1次及び第2次 8名
 第3次～第7次 3名

ポルトープランス
 MINUSTAH本部
 ・司令部要員
 第1次～第6次 2名
 ・施設部隊
 第1次 188名
 第2次 331名
 第3次及び第4次 327名
 第5次及び第6次 314名
 第7次 294名
 撤収支援要員 44名
 ・連絡調整要員 最大5名



(参考2)